釜山広域市におけるグローバル教育施設の状況

柳　基憲　*Kiheon RYU*
（公財）福岡アジア都市研究所研究員

要旨：ここでは、韓国のグローバル教育施設の概要を整理した後、福岡市と超広域経済圏を形成している釜山広域市を取り上げ、グローバル教育施設の状況について紹介した。釜山広域市は、特区制度を活用した国際ビジネス機能を担う都市開発事業などを進める一方で、開発地域の外国人や移住者の安定的な生活支援の一つとして、教育施設の整備を行っており、実際に海外の教育機関の誘致に成功しつつある。また、旧都心地域においても、市民と外国人、留学生に向けた語学に特化した教育施設の整備を強化しており、一定水準の評価を得ている。本調査結果を踏まえ今後は、グローバル創業・雇用創出特区として指定された福岡市のグローバル教育施策の在り方について考察する予定である。

■キーワード：グローバル教育施設、外国人学校、外国教育機関、国際学校、釜山広域市

1．はじめに

2013年現在、釜山居住人口（3,527,635人）に対する外国人人口のシェアは約1.0%である。1996年11,793人であった釜山市居住外国人数は、2013年には35,943人と3倍以上に増加している（図1）。外国人増加の背景には、移住労働者、結婚移民者、留学生の受け入れなどがあるが、近年では、彼らに対する多様な側面からの政策的な対応が求められている。本稿では、福岡市と超広域経済圏を形成している釜山市におけるグローバル環境の変化に伴う取組みについて取り上げ、特に外国人子女や韓国人帰国子女などを対象とした教育施設の内容について紹介することで、福岡市におけるグローバル教育の施策の参考になることを期待する。

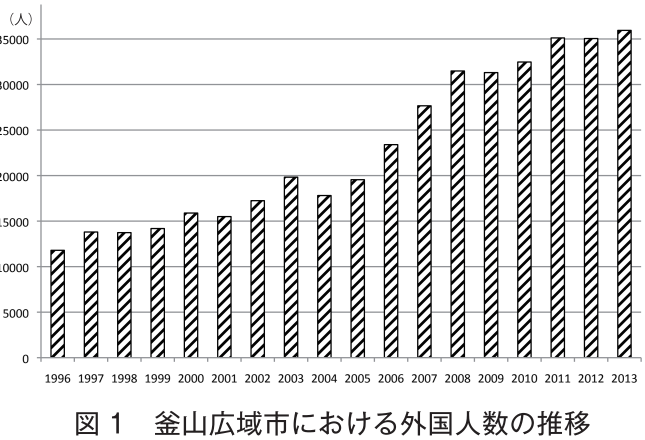

図1　釜山広域市における外国人数の推移

出所：釜山広域市ホームページ

2．グローバル教育施設の概要

韓国におけるグローバル教育施設は、関連法律や設立目的などによって、外国人学校、外国教育機関、国際学校に区分される（表1）。

（1）外国人学校

韓国教育関連法律に基づき、設立･運営されるが、教育内容や教員の資格などに関しては、該当する国の法律が適用される学校である。外国人学校は、外国人個人や外国学校法人が設立主体となり、韓国の地方自治体が、敷地代金、建築費用、運営費用などを支援する形をとっているところが殆どである。そして、教育課程は、幼・小・中・高の課程を統合して運営することが可能になっている。この学校での教育課程は、基本的には韓国内の学歴としては認められないが、韓国語と韓国史をそれぞれ102時間以上履修した場合、韓国内の学歴として認められるケースもある。設立可能な地域については、特に制限されていない。

①関連法律

外国人学校及び外国人幼稚園の設立・運営に関する法的根拠は、「初等・中等教育法」第 60 条の 2(外国人学校)と「幼児教育法」第 16 条(外国人幼稚園)である。

②設立目的

韓国内に滞在中の外国人子女と、海外で 3 年以上居住経験のある韓国人帰国子女を対象とした教育を実施することである。

③入学対象者

韓国内滞在中の外国人子女と、海外で 3 年以上居住経験のある韓国人帰国子女(定員の 30 ~ 50%以内)である。

④設立状況

2012 年を基準とし、全国に 50 校が設立されている。その殆どは、外国人個人によるものであるが、非営利外国法人と韓国私立学校法人が設立した学校もそれぞれ 1 校ある。

(2)外国教育機関

外国の法律に基づき、韓国内の一定地域で設立・運営される学校であり、本校のみならず分校なども含む。幼・小・中・高の課程に、大学(院)課程を運営する機関もあり、卒業後は韓国内の学歴として認められる。外国教育機関の設立主体は、非営利外国学校法人であるが、同法人の利益金の海外送金は、基本的に認められていない。

①関連法律

「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法」の第 22 条規定によって、経済自由区域内で設立・運営する外国教育機関と、「済州特別自治道の設置及び国際自由都市の整備のための特別法」第 182 条によって、済州特別自治道内に設立・運営する外国教育機関がある。

②設立目的

経済自由区域及び済州特別自治道に居住している外国人の教育環境の質を高めることと、両地域の外国人投資誘致のために、外国人の生活環境を改善することである。

③入学対象者

韓国内滞在中の外国人子女と、韓国人(海外居住要件なし、定員の 30 ~ 50%以内)である。

④設立状況

2012 年までに、仁川と大邱にそれぞれ 1 校設立しており、2014 年現在、他の 5 校が設立承認を得ている。

韓国政府はこれまで、外国教育機関の設立主体を

表 1 韓国におけるグローバル教育施設の比較

グローバル教育施設	(1)外国人学校	(2)外国教育機関	(3)国際学校
定義	韓国に滞在中の外国人子女と、海外で3年以上居住した韓国人帰国子女の教育のために設立される学校	経済自由区域及び済州特別自治道のなど、韓国政府が指定した特別区域に居住する外国人の教育環境の向上を図るために設立される学校	グローバル時代における専門人材の養成と、国民の外国語能力の向上のために設立される学校
認可・閉校の権限	当該地方自治体の教育監	教育部の長官 (済州特別自治道の場合は、同道の教育監)	済州特別自治道の教育監
設立主体	外国人個人または外国学校法人(非営利のみ) :(幼・小・中・高) 韓国学校法人:(小・中・高)	外国学校法人(非営利のみ)	韓国政府、済州特別自治道、 国内外の学校法人(非営利の制限なし)
教育課程	・学校自律(国際公認の教育課程あるいは該当国の教育課程を適用) ・韓国内学校法人が設立主体である場合は、国際公認の教育課程 ※国際公認の教育課程は、WASCなど	学校自律(国際公認の教育課程あるいは該当国の教育課程を適用) ※国際公認の教育課程は、WASCなど	国際学校長が決める (ただし、韓国語と社会科目の教育課程は、教育部の長官が決める)
入学対象	・韓国に滞在中の外国人子女 ・韓国人帰国子女 (3年以上の海外滞在経験を持つ者) ※韓国人:学校定員の30%まで入学可能(ただし、地方自治体によって、最大50%まで可能)	・韓国に滞在中の外国人子女 ・韓国人(海外滞在経験の有無による制限なし) ※韓国人:学校定員の30~50%まで入学可能	・韓国に滞在中の外国人子女 ・韓国人(海外滞在経験の有無による制限なし、学校定員への制限なし)
設立地域	制限なし	経済自由区域、済州特別自治道、在韓米軍基地の返還後の跡地、企業都市など	特別法が規定している特定地域(現在は、済州特別自治道の英語教育都市のみ)

出所:参考文献(5)により、著者作成

外国学校法人のみと制限していたため、国内の学校法人と外国学校法人との共同設立・運営が出来ないという課題があった。そこで、2014年5月に、外国学校法人が韓国内の学校法人と共同で外国教育機関を設立することを可能にする、との内容が盛り込まれた「経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関の設立・運営に関する特別法」の一部改正法律案を立法予告した（外国学校法人の出資費は、50％を超えるように定められている）。今回の改正の目的は、外国学校法人の安定的な学校運営と、韓国内学校法人の国際化の促進にあり、今後外国教育機関の活発な誘致が期待されている状況である。

（3）国際学校

特別法によって定められた特定地域に、該当自治体と委託運営法人との契約によって、設立・運営される学校である。教員の9割以上が外国人で、卒業後は韓国と海外両方の学歴として認められるのが特徴である。

①関連法律

「済州特別自治道の設置及び国際自由都市の整備のための特別法」第189条の4（国際学校の設立）の第1項により、済州道西歸浦（ソギポ）市に整備される「英語教育都市」に、国際学校を設立・運営している。

②設立目的

グローバル時代における専門人材の養成と、国民の外国語能力の向上である。

③入学対象者

韓国内滞在中の外国人子女と、韓国人（海外居住要件なし、定員制限なし）である。

④設立状況

済州道の教育監が設立し民間に委託・運営している学校と、営利法人が設立した学校の2校が済州道内に立地されている。

3．「釜山都市基本計画」と「釜山教育ビジョン」

釜山市は、2030年を目途に、未来志向的で持続可能な長期的都市発展の方向性を再構築するため、「2030年釜山都市基本計画」を策定した。この計画では、‘創造と交流の世界都市、釜山’を掲げ、以下の重点的に取り組むべき5つの都市像を挙げている。

①東北アジアの港湾・物流中心都市

・ヨーロッパとアジアを繋ぐユーラシア関門の構築

・港湾の後背地としての機能を担う都市、複合交通の体系を連携させた国際物流機能の強化

②グローバルビジネス中心都市

・グローバルビジネス基盤のネットワーク構築

・新成長動力のための知識基盤産業の育成

③国際的な映画・映像中心都市

・世界的な映画・映像産業都市へ育成

・創造的な文化産業の育成

④国際的な観光・コンベンション都市

・自然資源を活用した観光レジャーインフラの構築

・観光とコンベンション機能の強化のための基盤構築

⑤品格のあるみどり創造都市

・歴史、文化、生活の基盤を維持した旧都心地域の創造的で、総合的な都市再生事業の推進

・生活の質の向上に伴うグリーン生活のためのインフラの構築

・低炭素みどり成長の動力化

この計画では、国際都市を目指すために、国の特別区域制度（表2）を活用し、新港湾や物流センター、国際ビジネス拠点の形成に向けた都市開発を進める一方で、同地域における外国人や移住者の生活環境の整備も重視している。特に、「②グローバルビジネス中心都市」の構想には、以下のグローバル教育施設の内容について取り上げられている。

・現在の外国人学校での在籍者数、国籍別の人数などを考慮し、教育環境の変化に随時対応できるように、その改善を推進する。

・グローバルな中高校の集合施設、外国名門大学、韓国内外の企業の誘致を推進し、これらを中心に、知識サービスクラスターを形成させ、知識ネットワークハブの役割を担わせる。

・外国人の生活支援のワンストップサービスを担当している釜山国際交流財団の拡大を通じ、外国人の生活支援施策を強化する。

表２　韓国における特別区域制度の比較

区分	外国人投資地域	
	団地型	個別型
法的根拠	外国人投資促進法第8条	
指定位置	経済自由区域の産業団地内	制限無し(但し、産業クラスター周辺地域を選好)
入居資格	100%外国人単独投資企業または合弁企業で	100%外国人単独投資企業または合弁企業で
	外国人持分が30%以上	外国人持分が10%以上
租税減免の要件	・製造業 1千万ドル以上 ・物流業 5百万ドル以上	・製造業 3千万ドル以上 ・観光業 2千万ドル以上 ・物流業 1千万ドル以上 ・R&D 2百万ドル以上
国税	・関税を5年間免除 ・法人税、所得税を3年間100%免除 翌2年間50%減免	・関税、特別消費税、付加価値税を5年間免除 ・法人税、所得税を5年間100%免除 翌2年間50%減免
地方税	取得税、登録税を15年間免除	
	財産税を7年間100%免除、翌3年間50%減免	

区 分	経済自由区域	
	5年型インセンティブ	7年型インセンティブ
法的根拠	経済自由区域の指定および運営に関する特別法	
入居資格	国内企業または100%外国人単独投資企業または合弁企業で外国人持分が10%以上	
支援対象	外国人投資企業	
租税減免の要件	・製造業· 観光業: 1千万ドル以上 ・物流業· 外国 医療機関: 5百万ドル以上 ・R&D : 1百万ドル以上で、 修士以上研究員10人以上を常時雇用 ・開発事業者: 外国人投資金額 3千万ドル以上 または外国人投資比率50%以上で、 総事業費が5億ドル以上の開発事業者	・製造業: 3千万ドル以上 ・観光業: 2千万ドル以上 ・物流業: 1千万ドル以上 ・R&D : 2百万ドル以上で、 修士以上研究員10人以上を常時雇用
国税	・関税を5年間免除 (輸入資本財) ・法人税、所得税を3年間100%免除 翌2年間50%減免	・関税、特別消費税、付加価値税を5年間免除 ・法人税、所得税を5年間100%免除 翌2年間50%減免
地方税	取得税、登録税を15年間免除	
	財産税を7年間100%免除、翌3年間50%減免	

区分	自由貿易地帯
法的根拠	自由貿易地域の指定及び運営に関する法律
入居資格	国内企業、または100% 外国人単独投資企業、あるいは合資企業で外国人の持分が10%以上
支援対象	外国人投資企業
租税減免要件	製造業1千万ドル以上、物流業5百万ドル以上
租税減免	・法人税、所得税、取得税、登録税、財産税、総合土地税を3年間100%免除、以後2年間50%減免 (外国人投資促進法第9条及び租税特例制限法第121条の2) ・入居会社のFTZ搬入した外国物品に対して関税免除 ・入居企業体が搬入した内国物品及び FTZ内の企業間取引に対しては付加価値税 零税率適用 ・臨時収入付加価値税、酒税、特別消費税、交通税、農特税、教育税免除(自由貿易地域法第45条)
賃貸料	月40ウォン/㎡/50年(釜山新港北側背後敷地)

出所：釜山教育統計年報

一方、「釜山教育ビジョン2030」では、釜山市の将来都市像である‘世界都市’に相応しい釜山市民の英語力の向上が取り上げられ、英語教育に対する専門的でかつ体系的な教育環境づくりを挙げている。また、釜山に滞在する外国人数の増加が著しいことから、優れた教育環境の提供を通じ、外国人に配慮したグローバル都市の具現、例えば、国籍の多様な外国人学校の設立などの必要性が取り上げられている。

4. 釜山広域市のグローバル教育施設

釜山広域市には、外国人学校が5校設立されている（表3)。外国人学校は、釜山に常駐している外資系企業社員の子女や、その他の外国人の子女、外国に5年以上居住している韓国人の子女などを対象に、運営している。ここでは、各学校の概要をまとめる。

（1）釜山広域市の外国人学校

①釜山外国人学校

James F. Haddon（アメリカ）によって1998年8月設立された同校は、‘外国の市民権及び永住権所持者を対象に、幼稚園及び小・中・高校段階の教育を実施することを目的としている。具体的には、幼（2年）- 小（5年）- 中（3年）- 高（4年）制で運営しており、入学対象は、‘韓国内に居住する外国人子女’、‘親のどちらかが韓国人である外国人’、‘外国人で韓国国籍所持者’、‘外国の市民権及び永住権所持者’、‘海外で長期（5年以上）居住し一時帰国した海外居住韓国人の子女’、‘外国人によって迎えられた法律上の養子’などと制限されている。

②釜山日本人学校

日本政府および韓国政府の認可のもとで、1975年10月に釜山日本人会によって設立され、釜山日本人学校運営委員会によって運営される私立学校である。教育課程は，小（6年）- 中（3年）制で運営しており、授業内容は日本の文部科学省の定める学習指導要領に準拠するが、韓国語および英語教科を特設している。入学対象は、‘日本人’、‘日本永住権または定住権を所持した韓国人’、‘親のどちらかが日本人である韓国人’、‘親のどちらかが日本永住権または定住権所持の韓国人’などである。

③釜山華僑中・高校

リ・ジェバン（台湾）によって1978年11月に設立された同校は、中国語を使用する外国人と、外国の市民権および永住権所持者に対し、中等教育を実施することを目的とする。教育課程は，中（3年）- 高（3年）制で運営しており、入学対象は、釜山外国人学校と同様である。

④釜山国際学校

Tore Jacobsen（ノルウェー）によって1983年8月に設立された同校は‘外国の市民権及び永住権所持者を対象に、幼稚園及び小・中・高校段階の教育を実施することを目的としている。幼（2年）- 小（5年）- 中（3年）制で運営しており、入学対象は、釜山外国人学校と同様である。

この学校は2010年に同設立者が閉校したのを機に、釜山国際外国人学校（BIFS）へ統合された。

⑤釜山国際外国人学校（BIFS）

一方、2005年頃から、釜山在住の外国人団体や外資系企業からは、釜山市に対して、既存の外国人学校に比べて、先端施設と質の高い教育課程を揃えた国際レベルの外国人学校を新設する必要性が訴えられていた。外国人関連教育施設のキャパシティが

表３　釜山広域市における外国人学校の概要

（単位：人）

学校名	課程	2008		2009		2010		2011		2012		2013	
		生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数
①釜山外国人学校	幼・小・中・高	140	20	169	24	195	26	213	32	209	31	209	31
②釜山日本人学校	小・中	35	9	37	9	42	12	37	11	47	10	47	10
③釜山華僑中・高校	中・高	135	12	133	12	138	17	142	15	132	17	132	17
④釜山国際学校	幼・小・中	180	23	179	39	180	40	釜山国際外国人学校へ統合					
⑤釜山国際外国人学校	幼・小・中・高							316	48	417	56	417	56

出所：釜山教育統計年報2008 ～ 2013により、著者作成

不足している実情のもとで、釜山市は2006年に外国人学校インフラを大幅に拡充し、外国人の居住環境の改善を通じて外国企業投資の増大と外国研究機関の誘致を図るため、「釜山国際外国人学校」設立に関する基本計画を策定した。同計画のもとで、2010年に釜山国際学校の移転・統合などを通じ「釜山国際外国人学校」が設立された。ここでは、同学校の概要について取り上げる。

▶学校現状

- 位置：釜山市機張（ギジャン）郡機張邑
- 規模：敷地（約2ha）、建物延べ面積（約1.5ha）で、地上5階、地下2階
- 工事期間：2006年4月～2010年5月
- 事業費：469億ウォン（内、国費（知識経済部）100億ウォン、地方費（釜山広域市）369億ウォン）
- 生徒数：465人（2014年3月基準）。そのうち、外国国籍所有者は、380人（82%）
- 主要施設：多目的講堂、体育館、サッカー場等

▶学校運営

- 設立者：Tore Jacobsen（ノルウェー）
- 運営方式：釜山市との委託協約に基づき、外国人運営者による自律運営
- 施設の所有権：釜山広域市（事実上、市立外国人学校の位置付け）

▶教育課程

- IB（国際バカロレア）[1]運営
- その他に、AP、WASC、CIS、IGCSE
- 入学対象者：外国人、海外で3年以上居住した韓国人（定員の30%まで）

以上の外国人学校の中でも、英語による授業が実施される「釜山外国人学校」と「釜山国際外国人学校」は、2008年から5年間、生徒数増加が著しく、特に「釜山国際外国人学校」の生徒数は、移転・統合される前（釜山国際学校）の180人（2008年）から、417人（2013年）へと、5年間で237人の増加を見せている。

釜山市は、「釜山国際外国人学校」運営による外国人投資家の定住環境の整備を通じて、'外国人投資誘致の促進' と '都市競争力の確保' を目指している。

（2）釜山地域の外国教育機関

釜山広域市における外国教育機関は、釜山鎭海経済自由区域を中心に、その誘致が進められている。同区域は、釜山江西区と、慶尚南道昌原市鎭海区の一帯（10,410ha）を対象に、海洋物流、先端産業、国際ビジネスの機能を担う未来型新都市を目標として開発された。新港湾、鳴旨（ミョンジ）、智士（ジサ）、熊東（ウンドン）、頭洞（ドゥドン）の5地域を20地区に分け、開発が進められており、2020年を目途に、国費・地方費合わせ10兆ウォンを投じ、区域内の平均所得5万ドル、23万人規模の国際都市を目指している。同区域には、さらに外国人投資の拡大を図るため、「外国人投資地域」に指定されている。この地域への入居対象業種は、高度技術及び先端産業、一般製造業のR&Dセンターで、入居企業へのインセンティブとしては、①法人税・所得税の5年間減免、②取得税、財産税の最大15年減免、③賃貸料の減免、④雇用補助金、教育訓練補助金が適用される。「智士（ジサ）外国人投資地域」及び「甘川（ガムチョン）港外国人投資地域」の整備が完了しており、現在は、ファチョン外国人投資地域の指定申請、「美音（ミウム）外国人投資地域（2011年、約33ha）」の追加整備を推進している。

釜山鎭海経済自由区域庁が開庁した2004年3月から、2013年末までの期間における外国人の投資誘致申告額は、16億6千4百万ドル（103件）で、全国8経済自由区域の中で、仁川に次いで2位の規模にある。分野別には、先端産業11億6百万ドル（47件）、新港湾建設4億2百万ドル（2件）、港湾物流1億2千4百万ドル（52件）、観光レジャー1千2百万ドル（1件）、教育2千万ドル（1件）の順である。

釜山市は2006年から、この区域への海外の優れた研究所誘致に力を入れている。ロールスロイス（2006年、動力エンジン）、フラウンホーファーアイパーム（2006年、金属表面及び接着技術）、AVEVA（2007年、造船海洋ソフトウェア）、ロイド船級（2008年、船舶設計）、FAU生命工学研究所（2008年、生命工学）、ドイツINI-GraphicsNet（2008年、コンピュータグラフィックス）の6つの海外研究所の誘致に成功し、釜山地域のR&D技術

の向上を図ると共に、海外の研究所と、釜山地域の研究機関とのネットワーク構築にも力を入れている。

同区域では、外国人による投資の拡大を図るために、外国人生活環境の改善に向けた取り組みを行っている。中でも、区域内での外国教育機関の設立の際に、各種規制を緩和することで、海外の教育機関の誘致をしやすくすると共に、一定範囲内での韓国人生徒の入学を認めるなどして、海外の教育機関の区域内への進出を促そうとしている。

「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法」の第22条では、外国教育機関の設立・運営などについて、以下のように定められており、外国教育機関の設立・運営に関する根拠となっている。

・外国人学校法人は、教育部長官の承認を得、経済自由区域に、外国教育機関を設立することができる。

・外国人学校法人の資格、外国教育機関の承認条件など、外国教育機関の設立と運営などのため必要な事項は、別途法律で定める。

・国及び地方自治体は、経済自由区域で設立される外国教育機関と、外国人学校、外国人幼稚園について、敷地の購入、施設の建築または学校の運営に必要な資金を支援したり敷地を提供したりすることができる。

この法律に基づき、同区域では外国教育機関の誘致を行っている。2014年12月現在、同区域庁が誘致に成功または計画中である学校をまとめると、以下の通りである。

①フリードリヒ・アレクサンダー大学（FAU）釜山キャンパス

2009年4月、「釜山鎭海経済自由区域」の釜山科学産業団地内に、ドイツの名門、フリードリヒ・アレクサンダー大学の誘致に成功し、2010年10月に釜山キャンパスが正式にオープンした。この概要は以下の通りである。

・位置：釜山市江西区智士洞釜山テクノパーク内
・規模：敷地（約0.4ha）
・事業費：318億ウォン（内、国費及び市費それぞれ41億ウォン、236億ウォン）
・運営コース：修士課程1コース及び研究所
・教育課程：科学生命工学部（6科）：生物工学、科学反応工学など。1学期定員は25人。
・授業料：1学期あたり約500ユーロ。

授業は英語のみで実施されるとともに、ドイツ企業でのインターンシップの機会が与えられる。卒業と同時に、FAU本校学位取得が可能になる。

その他、2012年4月には、アメリカのUCLA看護大学釜山キャンパス設立に関する相互協力協定（MOU）を締結したほか、同年の12月には、イギリスのブライトン・カレッジ釜山キャンパス設立に関するMOUを締結し、その設立が進められている。

② UCLA看護大学釜山キャンパス

「釜山鎭海経済自由区域」の国際新都市内のグローバルキャンパスタウンに設置される予定で、Ⅰ段階では看護学修士課程を、Ⅱ段階では同専攻の博士課程を運営する計画である。

③ブライトン・カレッジ釜山キャンパス

鳴旨地区内に2016年に開校予定で、幼・小・中・高校段階の教育課程で約1千人の生徒を募集する計画である。

④昌原（チャンウォン）国際外国人学校

釜山外国人学校を運営しているJames F. Haddon（アメリカ）が2千万ドルを投じ、熊東地区の敷地面積約3.3ha規模で、設立を進めている。K-12[2]の教育課程で運営する予定で、入学対象者は、外国人子女と海外で3年以上滞在した韓国人生徒で、入学可能な韓国人生徒の割合は、30～50%になる見通しである。計画当初2014年開校予定だったが、2014年12月現在開校が遅れている。

5. 釜山市民に向けたグローバル教育施設

釜山市では、市民のグローバル意識向上のために、「釜山グローバルビレッジ（写真1）」の設立、「英語FM放送局」の開局などを通じて、基礎的な英語学習環境づくりを支援している。

釜山グローバルビレッジ（以下、BGV）は、釜山市から320億ウォン（約29億円）の事業費支援と釜山市教育庁から旧中学校敷地の提供を受け、釜山市西面(ソミョン)に地上4階の体験学

習棟と地上5階の行政棟を設け2009年7月に開校した。釜山市と釜山市教育庁の共同運営となっているが、実際は民間会社㈱釜山グローバルビレッジに運営を委託しており、委託運営基本方針は、行政からの財政支援がない独立採算制の自立経営を原則としている。スタッフ18人、ネイティブ講師32人、韓国人講師33人の計83人の組織で、講師は英語圏の大学学部卒以上の学歴である。

BGVの大きな特徴は、全国英語ビレッジのうち、唯一地域教育庁の協力でプログラムが運営され、徹底的な体験中心の学習プログラムをもつことにある。2009年に開所し、2010年から現在まで釜山市教育庁と連携し、「釜山英語アップグレード」(2010年)と「実用英語教育の強化」(2011年)の目標を達成するため、釜山市の小学4～6年生及び中学1～2年生を対象とした体験学習プログラムを実施した。その教育効果の分析結果を根拠として、対象を小学6年生のみとし、年2日（約17時間）の体験学習を公教育コースの英会話プログラムを有料で実施。授業料を釜山市教育庁が負担、生徒は給食費用のみを支払っている。BGVでの授業は所属学校の正規授業単位日数として認められるのがポイントである。

体験学習棟内の、空港・地下鉄・出入国審査・ショッピングセンター・銀行・飛行機内など約50施設では、色々な場面での対応が英語で自然に覚えられる仕組みとなっており、これら施設は地域の大手企業スポンサーから支援を受けている。

開所以来、BGV利用者は増加傾向にあり、利用者の満足度は高い。理由として、BGVが釜山の都心に位置し、アクセスにすぐれている点がある。近年は、海外学生たちとの交流プログラムも活発化しており、2012年に福岡の中学生69名が夏休みキャンプに参加したことを機に、2013年には100名が参加した。また中国やロシアからだけでなく、ベトナムなど東南アジアからの参加も増加している。英語スピーチ大会、英語フリーマーケット、ネイティブ講師と共にキムチ作り、著名人の講演会など、市民に開かれたイベントを実施することで、自然に釜山市民の英語力向上に繋げることを目的としている。

6. 釜山市の外国人に向けたグローバル教育施設

2005年11月に設立した「釜山国際交流財団」は、主に外国人の入国から定着までの段階別生活支援を総括するために、釜山市が100%出資した非営利財団法人である。同財団は、以下の組織の運営を通じて、外国人の生活支援を行っている。

（1）釜山グローバルセンター（写真2）

釜山グローバルセンターは、同財団が2011年3月から運営している外国人総合支援機関であり、釜山在住外国人の円滑な生活定着を支援するために、生活情報の提供や生活相談、韓国語講座運営などのサービスを提供している。具体的には、7か国語対

写真1 釜山グローバルビレッジ

出所：BGV提供

写真2 釜山グローバルセンター内部様子

出所：著者撮影

応のコールセンターの運営や、公認労務士・弁護士・税理士による専門的な相談窓口の運営、送金・クレジットカード発給・携帯電話購入に関するワンストップサービスなどを行っている。

（２）釜山留学生支援センター

釜山市内の外国人留学生の支援業務が統括され、2014 年に同センターが設立された。その背景には、近年の留学生数の増加がある。2000 年に 263 人であった留学生は、2011 年には過去最高の 6,500 人余り（69 か国）に達したが、その後、韓国教育部の教育機関に対する「外国人留学生誘致・管理能力の認証制導入」で、若干減少し、6,074 人（2013 年現在）となった（図 2）。

同センターの目的は、留学生向けの文化体験、求人情報提供、インターンシップなど就職支援機能を強化することであり、これらの支援を通じて、留学生の定着と高度グローバル人材の確保に取り組んでいる。

7. 釜山市における居住外国人の教育環境に対する認識

財団法人釜山発展市民財団は、2012 年 9 月から 12 月までに、外国人住民及び留学生を対象に、生活環境実施調査を行った。その中で、外国人教育環境に関する調査結果は、以下の通りである。

（１）外国人の意識調査の結果

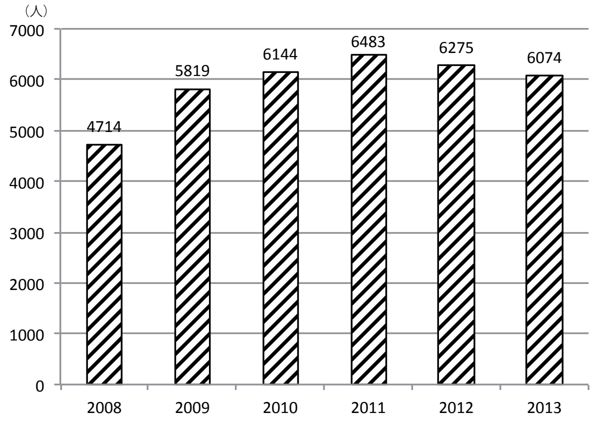

図 2 釜山広域市における外国人留学生数の推移

出所：釜山国際交流財団提供

①外国人子女が通う教育施設（N=104）
- ▶一般学校（87.5%）
- ▶外国人学校（9.6%）

②教育環境の満足度（N=105）
- ▶とても満足（9.5%）
- ▶満足（53.3%）
- ▶普通（31.4%）
- ▶満足しない（2.9%）
- ▶全く満足しない（2.9%）

釜山市の外国人子女は、その約 1 割が外国人学校を利用しており、同市の教育環境には、約 6 割が満足している。

（２）留学生の意識調査の結果

①留学生活の中で感じた難点（N=468）
- ▶韓国語能力（41.4%）
- ▶食事（21.7%）
- ▶市民のグローバル意識（10.5%）

②「グローバルセンター」の認知度（N=468）
- ▶知らない・聞いたことない（61.1%）
- ▶聞いたことはある（28.6%）
- ▶訪問したことがある（7.3%）
- ▶センター運営のプログラムに参加したことがある（3%）

③一番必要と思われる支援政策（N=468）
- ▶奨学金制度（38.9%）
- ▶卒業後の進路（28.5%）
- ▶韓国語教育（21.4%）
- ▶外国人留学生のための専門寮（8.6%）
- ▶その他（2.6%）

留学生の場合、言葉の壁が留学生活中の一番の妨げとなっている上、支援機関に対する認知度は未だに低く、奨学金、就職活動、語学教育への支援が求められている。

8. おわりに

今般釜山広域市は、2030 年を目途にした「釜山広域市都市計画」と「釜山教育ビジョン」を策定した。その中には、特区制度を活用した国際ビジネス機能を担う都市開発事業などを進める一方で、開発地域の外国人や移住者の安定的な生活支援の一つと

して、教育施設の整備を挙げており、実際に海外の教育機関の誘致に成功しつつある。また、旧都心地域においても、市民と外国人、留学生に向けた語学に特化した教育施設の整備を強化しており、一定水準の評価を得ている。今後は、韓国の他地域との比較調査を行い、グローバル創業・雇用創出特区として指定された福岡市のグローバル教育施策の在り方について考察していきたい。

謝辞

本調査活動において、訪問を快く受け入れてくださった、財団法人釜山国際交流財団の金永春事務総長（写真3、左2番目）をはじめとする関係者の皆様及び釜山グローバルビレッジ関係者の皆様に、深く御礼申し上げます。また、財団法人釜山国際交流財団への訪問の際にご協力くださった東京工業大学留学生センターの佐藤由利子先生と、九州大学留学生センターの白土悟先生に、心よりお礼申し上げます。

写真3 釜山国際交流財団にて

出所：著者撮影

注釈

1）国際バカロレアには、3歳～19歳の子どもの年齢に応じて3つのプログラムがある。①PYP(初等教育プログラム)：3歳～12歳、②MYP(中等教育プログラム):11歳～16歳、③DP(ディプロマ資格プログラム)：16歳～19歳。国際バカロレア資格は、国際的に認められている大学入学資格の1つで、DPの課程を修了し、ディプロマ資格取得のための統一試験に合格することで、取得することができる。

2）幼稚園から高等学校を卒業するまで、ひとつの学校として12年間を捉えた一貫教育制度。

参考文献

(1) 太田浩：アジアの外国人留学生政策と諸課題 - シンガポールと韓国を事例に. アジア研究, pp.26-43, Vol.54, No.4, October 2008.

(2) 報道資料. 国務総理室・教育部, 2012年10月29日.

(3) 釜山広域市・釜山発展研究院:新釜山発展2020 - ビジョンと戦略. 2010年7月.

(4) 釜山広域市:釜山地域外国人住民の生活環境実態調査及び政策発展方案. 2012年12月.

(5) National Assembly Research Service:外国人学校・外国教育機関・国際学校の主要争点と課題. NARS懸案報告書第177号. 2012年12月.

(6) 財団法人釜山発展市民財団:2011社会調査報告書. 2011年

(7) 財団法人釜山発展市民財団:2012社会調査報告書. 2012年

(8) 釜山広域市:2030年釜山都市基本計画報告書. 2014年

(9) 釜山広域市教育庁:釜山教育ビジョン2030. 2012年